

学習指導要領に基づく教育課程の効率的で円滑な運用について

1 趣旨

令和2年度から実施された学習指導要領により、小学校・義務教育学校(前期課程)では授業時数が増加していることに加え、近年の異常気象による警報発令や感染症等による臨時休業及び学級閉鎖等、授業時数の確保が困難な状況にあった。また、学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、その対応等教職員の業務は多忙化を極めた。

そのような中、本市が志す「西宮教育」の実現に向け、いかに適正な教育課程を編成し、教育活動を推進するかが大きな課題となっていたため、令和元年度より全市的行事や教育委員会が主催する担当者会や各種委員会の見直し及び精選に取り組み、令和2年度からは3年間で試行期間とし、長期休業日の短縮を実施した。

また、令和3年度に教育課程検討委員会を設置し、試行期間における学習指導要領に基づく教育課程の実施状況を検証することとしていたが、令和2年から続く新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、現時点においても当初に計画した教育課程の編成を見直さざるを得ない状況があり、その効果検証は困難であると判断した。

このようなことから、令和5年度以降も引き続き、全市的行事の見直し及び精選を一層図るとともに、学習指導要領に基づく教育課程の確実かつ円滑な実施に向け、長期休業中の試行期間を令和7年度まで延長し、その効果を検証する。

2 経緯

(1) 平成28年度

3月 小学校学習指導要領・中学校学習指導要領の全部を改正する告示

(2) 平成29年度

7月 小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導について（通知）

11月 第1回 教育課程検討委員会・評価検討委員会

1月 第2回 教育課程検討委員会・評価検討委員会

2月 第3回 教育課程検討委員会・評価検討委員会

(3) 平成30年度

7月 第4回 教育課程検討委員会・評価検討委員会

9月 第5回 教育課程検討委員会・評価検討委員会

11月 第6回 教育課程検討委員会・評価検討委員会

「新学習指導要領の全面実施に係る適正な教育課程の編成について
(中間報告)」

2月 教育委員会会議にて一般報告

(3) 平成31年度

7月 第1回 教育課程検討委員会・評価検討委員会

10月 第2回 教育課程検討委員会・評価検討委員会

1月 第3回 教育課程検討委員会・評価検討委員会

3月 第4回 教育課程検討委員会・評価検討委員会

「新学習指導要領への円滑な移行に向けて（最終報告）」

(4) 令和2年度

- 4月 長期休業日の短縮の試行期間開始
- 6月 教育委員会会議にて資料提供

(5) 令和3年度

- 12月 第1回 教育課程検討委員会
- 3月 第2回 教育課程検討委員会

(6) 令和4年度

- 6月 第1回 教育課程検討委員会
- 8月 第2回 教育課程検討委員会
- 10月 教育委員会会議にて一般報告

3 今後の予定

- 11月 第3回 教育課程検討委員会
「学習指導要領に基づく教育課程の効率的で円滑な運用について（最終報告）」
- 1月 教育委員会会議にて一般報告
- 4月 長期休業日の短縮の試行期間延長開始（令和7年度まで）

4 実施内容 下記の内容の試行を実施する。

- (1) 全市的な行事、教育委員会主催の担当者会や各種研修会を見直し、精選を図る。
- (2) 長期休業日短縮の試行期間を延長する。
 - ①期間 令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）
 - ②対象校種 小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校
 - ③内容 ・夏季休業の最終2日間を授業日とする。
・3学期の始業を1月7日とする。

5 補 足

- (1) 令和6年度（2024年度）に教育課程検討委員会を設置し、それまでの実施状況を検証し、令和8年度（2026年度）以降の取組みを決定する。長期休業日の短縮日数や時期等についても、夏季の暑さ対策等も踏まえた上で、検討を継続する。
- (2) 4の(2)の試行の実施にともなう「西宮市立の学校の管理運営に関する規則」の改正は見送る。
- (3) 規則第7条による書類（休業日を授業日とする）の提出について、長期休業日短縮に係る届出の提出は省略する。
- (4) 家庭向け通知文書は、事務局が作成し、学校に家庭への配付を依頼する。

以上

西宮市教育委員会
教育長様

教育課程検討委員会

学習指導要領に基づく教育課程の効率的で円滑な運用について（報告）

新学習指導要領の実施に伴い、小学校・義務教育学校前期課程においては、授業時数の増加、及び、近年の警報発令等による臨時休業日の増加等、授業時数の確保が難しい現状がありました。加えて、教員は、多様化・複雑化する課題への対応により多忙を極めています。このような中で、いかにして適正な教育課程を編成し西宮教育を実現するのかについては本市において大きな課題となっていました。

これらを解決するために、平成30年度の教育課程検討委員会の報告を踏まえ、令和元年度より、全市的な行事、教育委員会主催の担当者会や各種委員会の見直し及び精選を行い、令和2年度より、長期休業日の短縮の試行を実施してきました。また、その取り組みの効果について、令和3年度から、教育課程検討委員会を設置し、検証する予定としていました。

しかしながら、未曾有の新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、この間、学校は、これまでに経験したことがない長期にわたる臨時休業や、感染症対策を施した上での教育活動の継続に向けた教育計画の見直しや運営方法の改善に迫られました。そうした中でも、全市的行事検討委員会を中心とした、全市的行事の見直しは、授業時数の確保・持続可能性・新しい生活様式・適正な業務量等の視点から、主催組織や団体等によって見直しや運営の改善が進められました。

また、令和3年度より教育課程検討委員会を設置し、学習指導要領に基づく教育課程の効率的で円滑な運用について、検討を重ねてきました。長期休業日の短縮の試行が3年間であることを踏まえ、令和5年度以降の教育課程の編成に向け、その効果の検証を試みました。しかしながら、令和2年度以降現在に至る各校の教育課程実施状況は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、通常の教育課程編成から計画の見直しを余儀なくされることが多かったため、効果を検証することは困難であると判断しました。

これらを踏まえ、以下の取り組みを令和5年度以降、実施することが望ましいと考えましたので報告します。

記

1 全市的な行事を見直し、教育委員会主催の担当者会や各種研修会を見直し、精選を図る。

引き続き、授業時数の確保、持続可能な学校運営の継承の視点から、全市的な行事は、主催する組織や団体等を中心に見直し、精選を図る。また、同じ視点から、市教育委員会主催の担当者会や各種研修会を見直し、精選を図る。

2 長期休業日の短縮の試行期間を延長し、その効果について検証する

学習指導要領の確実な実施及び教育課程の円滑な運用に向け、長期休業日の短縮の試行期間を令和5年度以降延長し、令和7年度までとし、令和4年度の以降の教育課程実施状況を資料として、その効果について検証する。

以上